

水辺は『いのち』を運んで います 川と海のクリーン大作戦

10月25日(日)、揖斐川右岸の河川敷(杉野・砂畑・白鳥地内)で「川と海のクリーン大作戦」を行いました。

この活動は、全国一斉の統一日に行われ、川や海をきれいにすることで水辺の環境とゴミを捨てない心を育みます。

池田町では、家庭倫理の会いび川、味の素冷凍食品(株)、東地区区長、町議会議員、役員、従業員など、ボランティアの方々が清掃活動しました。



楽しかったねーにこちゃん 運動会

温知児童館プレイルーム(遊戯室)において、「親子でふれあいながら『みんなえがおの一等賞!』」をテーマに、にこちゃん運動会を開催しました。年齢別に競技を行い、みんな元気いっぱい参加しました。児童館職員による

みんなで踊ろう、も披露したり、ちやちやまるも応援に来てくれたり、最後まで楽しい運動会を過ごすことができました。多数のご参加ありがとうございました。



▲ハロウィーンスタイルで活躍しました

『出張巡回子育て相談』開催中! 『独りで悩まず、ほんの少し の勇気を出してご相談を』

池田町では、子育て世帯の心のケアと複雑化する子育て政策のご利用を支援するため、10月1日より「出張巡回子育て相談」をスタートしました。

養護教諭免許を保有する子育て相談員が皆さまのお悩み(育児不安・しつけ・発達・不登校など)に寄り添います(状況により専門機関へのお取り次ぎをします)。

出張相談だけでなく、各施設のイベントにも巡回しますので、お気軽にお声をかけてください。

相談は無料です。

相談時間

月、火、木、金曜日
午前9時〜午後3時

相談会場 保健センター、子育て支援センター、各児童館、各保育園、役場等のいずれかご指定ください(応相談)。

お申し込み先

健康福祉課子育て支援政策係
☎45・3111 有線2080

国民年金保険料の免除期間・ 納付猶予期間がある方は

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除)、若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金の受取額が少なくなります。

10年以内に追納を

そこで、将来受け取る老齢基礎年金を増額するため、経済的にゆとりができたときに、10年以内であれば、遡って古い月分から納める「追納」ができます。

追納できる期間の順序は、原則として先に経過した月から順次納めなければなりません。しかし、学生納付特例期間または、若年者納付猶予期間よりも前に保険料免除期間がある場合には、どちらを優先して納めるか、本人が選択することができます。

追納する保険料額は、保険料の免除や猶予された当時の保険料額です。ただし、免除などの承認を受けられた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に追納されると、一定の加算額が上乘せされます。

なお、追納した月については、追納したその日に保険料が納付されたものとみなされ、基礎年金などの受給資格期間や、年金額などの計算において、保険料納付済期間として取り扱われることとなります。

追納するためには

保険料の追納するための納付書の発行には申し込みが必要です。追納を希望される場合は、「国民年金保険料追納申込書」を記入し、年金事務所長に提出します。この申込書には、自分の免除または猶予を受けた期間を確認して記入することになっています。保険料の免除・猶予を受けた期間の確認については、大垣年金事務所(☎0584・78・5166)へお問い合わせください。

追納の申し込みをして承認されれば、通知書と納付書が送られてきます。納付書に記載されている期限までに追納をしないと、納めた保険料は還付されません。また、先に経過した古い月の分から順次、納めなければなりません。誤って新しい月の分を納めた場合にも、保険料が還付されますので、ご注意ください。

お問い合わせは

大垣年金事務所
☎0584・78・5166